



市章

大津市公報

令和6年12月27日
号外(第75号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規

- 86 大津市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行細則…………… 1
- 87 大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則……………34
- 88 大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則……………34
- 89 大津市都市計画法施行細則の一部を改正する規則……………34
- 90 大津市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………37
- 91 大津市特定旅館建築規制条例施行規則の一部を改正する規則……………40

○ 告 示

- 304 平成12年告示第35号(特定工程及び特定工程後の工程について)の一部改正……………40

規 則

大津市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行細則を公布する。

令和6年12月27日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第86号

大津市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号。以下「政令」という。)、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。))及び大津市宅地造成等工事の手續等に関する条例(令和6年条例第65号。以下「条例」という。))の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事前協議の手續)

第2条 条例第4条の規定による事前協議(以下「事前協議」という。)を行おうとする工事主は、事前協議書(様式第1号)に省令第7条第1項第1号及び第6号(土石の堆積に関する工事の場合にあっては、同条第2項第1号及び第4号)に掲げる書類並びに別表第1に掲げる図書を添付して、市長に提出しなければならない。

2 宅地造成等工事区域の面積が1ヘクタール以上である宅地造成等工事を行おうとする工事主は、前項の事前協議書(以下この条において「事前協議書」という。)の提出前に、土地利用計画等について市長と協議しなければならない。

3 市長は、事前協議書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、当該宅地造成等工事に関し協議すべき事項をとりまとめ、事前協議事項通知書(様式第2号)により当該事前協議書を提出した工事主(以下この条において「事前協議者」という。)に通知するものとする。

4 事前協議者は、前項の規定による通知を受けたときは、協議すべき事項の所管課又は関係機関とそれぞれ協議を行い、協議を成立させ、それぞれ所管課長又は関係機関の長から書面で協議を了した旨の確認を受けなければならない。

5 事前協議者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、事前協議取下げ届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 宅地造成等工事の計画を廃止するとき。
- (2) 第3項の通知を受けた日から起算して1年を経過する日までに前項の協議を開始しないとき。
- (3) 宅地造成等工事区域の面積の規模の10分の1以上の増減を伴う工事の目的(事前協議書に記載する工事の目的をいう。)の変更が生じるとき。

6 事前協議者は、協議すべき事項の全てについて所管課長又は関係機関の長から協議を了した旨の確認を受けたときは、その協議の結果をとりまとめ、法第12条第1項又は法第30条第1項の許可の申請を行う前に市長に書面で報告しなければならない。

(事前協議の内容の変更)

第3条 事前協議の終了後において、当該事前協議の内容の変更を行おうとする工事主は、当該変更をしようと

する内容について市長と協議を行わなければならない。

- 2 前条の規定は、前項の事前協議の内容の変更に係る協議について準用する。
(申請書等の様式)

第4条 法の規定による申請等の際に用いる書面の様式は、第6条から第8条まで及び第10条から第16条までに定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 法第5条第2項の規定による立入通知書 様式第4号
- (2) 法第6条第1項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等許可申請書 様式第5号
- (3) 法第6条第1項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等許可証 様式第6号
- (4) 法第6条第2項の規定による障害物の伐除又は土地の試掘等通知書 様式第7号
- (5) 法第6条第3項の規定による障害物の伐除通知書 様式第8号
- (6) 法第16条第2項又は法第35条第2項の規定による軽微変更届 様式第9号
(住民への周知等)

第5条 法第11条及び法第29条に規定する周辺地域の住民及び周知を行う工事の内容は、別表第2のとおりとする。

- 2 省令第6条ただし書の規則で定める場合は、条例第5条第2号に掲げる工事を行う場合とする。
(申請書の添付書類)

第6条 省令第7条第1項第5号に掲げる書類は、設計者資格調書(様式第10号)とし、当該設計者が政令第22条又は政令第31条第2項に定める資格を証するための次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 技術士登録証、建築士免許証等の資格証明書
 - (2) 卒業証明書
 - (3) 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第19条第1号トに規定する講習を修了したことを証する書類
 - (4) 実務経験等の証明書
- 2 省令第7条第1項第10号及び同条第2項第8号に掲げる書類は、施行同意書(様式第11号)によるものとし、宅地造成等工事区域内土地所有者等一覧表(様式第12号)を添付しなければならない。
- 3 省令第7条第1項第11号及び同条第2項第9号に掲げる書類は、事前周知結果報告書(様式第13号)とする。
- 4 省令第7条第1項第12号及び同条第2項第10号並びに省令第63条第1項第2号及び同条第2項第2号の規則で定める書類は、別表第1に掲げる図書及び次に掲げる書類とする。
- (1) 申請者に関する資力信用調書(様式第14号)
 - (2) 工事施行者(工事主が自ら工事を行う場合にあっては、工事主)に関する工事能力調書(様式第15号)
 - (3) 暴力団等に該当しないことの誓約書(様式第16号)
 - (4) 紛争等に関する誓約書(様式第17号)
- 5 前項第1号の資力信用調書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 直前3事業年度分の法人税又は前3年分の所得税の納税証明書
 - (2) 預金残高証明書又は資金借入証明書若しくは融資証明書
 - (3) 宅地建物取引業免許証の写し
 - (4) 事業経歴書
- 6 第4項第2号の工事能力調書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 建設業者登録証明書
 - (2) 事業経歴書
 - (3) 法人の場合にあっては登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票記載事項証明書
(協議の申出等)

第7条 国又は都道府県、指定都市若しくは中核市(以下「国等」という。)が、法第15条第1項又は法第34条第1項の規定により協議を行おうとするときは、宅地造成等工事協議書(様式第18号)に次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事 省令第7条第1項第1号から第6号まで及び第10号から第12号までに掲げる書類
- (2) 土石の堆積に関する工事 省令第7条第2項第1号から第4号まで及び第8号から第10号までに掲げる書類

- 2 市長は、前項の協議書の提出があったときは、当該協議に応じ、その成立又は不成立の通知を行うものとする。

(変更の協議の申出等)

第8条 国等が、法第15条第1項又は法第34条第1項の規定により協議が成立した工事について、当該工事の計

画の変更をするために、法第16条第3項において準用する法第15条第1項又は法第35条第3項において準用する法第34条第1項の規定により協議を行おうとするときは、宅地造成等工事変更協議書(様式第19号)に当該変更の内容が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更協議書の提出があったときは、当該協議に応じ、その成立又は不成立の通知を行うものとする。

(届出の添付書類)

第9条 省令第58条第1項第2号及び同条第2項第2号の規則で定める書類は、別表第3に掲げる図書とする。

(工事の着手届)

第10条 法第12条第1項又は法第30条第1項の許可を受けた者(法第15条第1項若しくは第2項又は法第34条第1項若しくは第2項の規定により、法第12条第1項又は法第30条第1項の許可を受けたものとみなされる者を含む。以下「許可事業者」という。)又は法第27条第1項の規定による届出をした者は、当該許可に係る工事(同項の規定による届出をした者にあつては、当該届出に係る工事)に着手する前に、工事着手届(様式第20号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 実施工程表

(2) 法第49条の規定により設置した標識の場所が分かる位置図及び現況写真

(届出工事の変更)

第11条 法第21条第1項若しくは第3項又は法第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、届出工事変更届出書(様式第21号)に当該変更に係る事項が分かる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(工事の廃止届)

第12条 許可事業者又は法第21条第1項、法第27条第1項若しくは法第40条第1項の規定による届出をした者は、当該許可に係る工事(これらの規定による届出をした者にあつては、当該届出に係る工事)を廃止したときは、遅滞なく、工事廃止届(様式第22号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) 土地の現況図及び災害を防止するための措置が講じられていることを証する書類(工事に着手している場合に限る。)

(工事の一部完了検査)

第13条 許可事業者は、当該許可に係る工事の一部を完了し、その完了した工事が次の各号のいずれかに該当する場合は、市長に対し一部完了検査申請書(様式第23号)を提出して、当該工事の一部について法第17条第1項又は法第36条第1項の検査(以下「一部完了検査」という。)を受けることができる。

(1) 一部完了検査を受けようとする土地の分割が可能であり、かつ、分割された土地の各々が独立して完全に使用することができる場合

(2) 一部完了検査を受けようとする土地が、他の土地の災害防止上支障がない場合

(3) その他市長が支障がないと認める場合

2 市長は、一部完了検査を行った結果、法第13条第1項又は法第31条第1項の規定に適合していると認めるときは、一部検査済証(様式第24号)を交付する。

(定期の報告)

第14条 法第19条第1項又は法第38条第1項の規定による報告は、定期報告書(様式第25号)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 盛土材料の土質区分及び工学的分類を証する書類

(2) 盛土の締固めを確認できる書類

(3) 現況写真

(4) その他市長が必要と認める書類

(適合証明)

第15条 省令第88条第1項の規定により宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合する工事であることの証明書の交付を受けようとする者は、適合工事証明申請書(様式第26号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の証明をするときは、適合工事証明書(様式第27号)を交付するものとする。

(証明書の様式)

第16条 法第7条第1項及び第2項並びに条例第7条第2項の証明書は、身分証明書(様式第28号)とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、法第10条第4項の規定による公示の日又は法第26条第4項の規定による公示の日のいずれか早い日から施行する。

(大津市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則の廃止)

- 2 大津市宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（昭和63年規則第17号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前に宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和4年法律第55号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる宅地造成に関する工事等については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第2条、第6条関係）

図書の種類	明示すべき事項
1 設計説明書	目的、基本方針、地域地区、土地の現況、土地利用計画、公益施設等
2 公図の写し	法定外道路及び普通河川等
3 新旧公共施設一覧表	公共施設の種類、概要及び管理者
4 水理計算書	区域内雨水排水に係る計算
5 放流先経路図	放流先の河川の名称及び宅地造成等工事区域から放流先の河川までの経路
6 土地利用計画図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名、宅地造成等工事区域の境界、現況道路名、有効道路幅員、河川名、用途界、都市計画施設明示線、施設区分（記号、面積、計画高及び幅員）、土地利用計画表及び予定建築物線
7 求積図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名、宅地造成等工事区域の境界、座標求積又は三斜求積、辺長及び各施設面積集計表
8 切盛等求積図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名、宅地造成等工事区域の境界、座標求積又は三斜求積、辺長及び各切盛面積集計表
9 道路定規図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名、幅員及び舗装構成
10 縦断図（道路、下水及び水路）	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名及び縦断勾配

別表第2（第5条関係）

- 1 周辺地域の住民の範囲は、次の各号に掲げる盛土等の区分に応じ、当該各号に定める者とする。
- (1) 次号及び第3号に掲げる盛土以外の盛土、切土並びに土石の堆積 次に掲げる者（宅地造成等工事区域の面積が500平方メートル以下のものあっては、ア及びエに掲げる者）とする。
- ア 宅地造成等工事区域の敷地境界線から水平距離20メートル以内に存する土地及び建築物の所有者、管理者及び居住者並びにこれらの者が属する自治会等の代表者
- イ 宅地造成等工事の施行に要する工事車両の運行経路及び宅地造成等工事区域を往来する車両の主要な経路となる道路のうち、宅地造成等工事区域から幅員6.5メートル以上の道路に至るまでの道路に面する建築物の所有者、管理者及び居住者並びにこれらの者が属する自治会等の代表者
- ウ 宅地造成等工事区域及びその周辺の地域の自治会等が加入する自治連合会等の代表者及び当該代表者が説明を要すると認めた者
- エ アからウまでに定める者のほか、宅地造成等工事により影響を受ける者であって、市長が必要と認めたもの
- (2) 地表面が水平面に対し5.7度を超える角度をなす土地において行う盛土 次に掲げる者とする。
- ア 宅地造成等工事区域の敷地境界線から当該盛土における横断面の下端から上端までの垂直距離に5を乗じて得た数の水平距離（当該水平距離が20メートルに満たない場合にあっては、当該敷地境界線から水平距離20メートル）以内に存する土地及び建築物の所有者、管理者及び居住者並びにこれらの者が属する自治会等の代表者
- イ 前号イ及びウに掲げる者
- ウ ア及びイに定める者のほか、宅地造成等工事により影響を受ける者であって、市長が必要と認めたもの
- (3) 15メートルを超える谷、沢、溪流等の埋立てとして行う盛土 次に掲げる者とする。

- ア 当該盛土の下端の水平面に対し2度以上の角度をなす土地の範囲に存する土地及び建築物の所有者、管理者及び居住者並びにこれらの者が属する自治会等の代表者
- イ 第1号イ及びウ並びに前号アに掲げる者
- ウ ア及びイに定める者のほか、宅地造成等工事により影響を受ける者であつて、市長が必要と認めたもの

2 周知を行う工事の内容は、次の各号に掲げる宅地造成等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 宅地造成又は特定盛土等 次に掲げるものとする。

- ア 工事主の氏名又は名称
- イ 工事が施行される土地の所在地
- ウ 工事施行者の氏名又は名称
- エ 工事の着手予定日及び完了予定日
- オ 盛土又は切土の高さ
- カ 盛土又は切土をする土地の面積
- キ 盛土又は切土の土量
- ク その他市長が必要と認めるもの

(2) 土石の堆積 次に掲げるものとする。

- ア 前号アからエまでに掲げるもの
- イ 土石の堆積の最大堆積高さ
- ウ 土石の堆積を行う土地の面積
- エ 土石の堆積の最大堆積土量
- オ その他市長が必要と認めるもの

別表第3 (第9条関係)

図書の種類	明示すべき事項
1 公図の写し	法定外道路及び普通河川等
2 土地利用計画図	方位、縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名、宅地造成等工事区域の境界、現況道路名、有効道路幅員、河川名、用途界、都市計画施設明示線、施設区分(記号、面積、計画高及び幅員)、土地利用計画表及び予定建築物線
3 求積図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名、宅地造成等工事区域の境界、座標求積又は三斜求積、辺長及び各施設面積集計表
4 切盛等求積図	縮尺、図面名、図番、作成日、作成者氏名、宅地造成等工事区域の境界、座標求積又は三斜求積、辺長及び各切盛面積集計表
5 堆積土量計算書	盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積に係る計算

様式第 1 号 (第 2 条関係)

事前協議書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

協議者

氏 名

電 話 ()

大津市宅地造成等工事の手續等に関する条例第 4 条の規定による事前協議を行いたいので、関係書類を添えて提出します。

宅 地 造 成 等 工 事 の 概 要	1 宅地造成等工事区域の位置	大津市		
	2 宅地造成等工事区域の面積	平方メートル		
	3 工事の目的			
	4 宅地造成等工事区域の用途 (注) 事業区域又はその一部が該当するものを○で囲んでください。	宅地造成等工事規制区域	内 外	
		特定盛土等規制区域	内 外	
		市街化区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 未指定地域	
		市街化調整区域	内 外	
	5 宅地造成等工事に関わる法令等の名称			
	6 設計者の住所、氏名及び電話番号	住所 氏名 電話 ()	設計資格の内容	
	7 設計者の主たる略歴 (注) 最終学歴及び卒業年次並びに主な職歴を記入してください。			
8 工事施行者の住所、氏名及び電話番号	住所 氏名 電話 ()			
受付印	受付処理欄		備考	

様式第2号 (第2条関係)

第 号
年 月 日

様

大津市長

事前協議事項通知書

大津市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行細則第2条第3項の規定により、協議すべき事項を取りまとめたので、下記のとおり通知します。

記

工 事 主	住所	
	氏名	
宅地造成等工事区域	所在	
	面積	
工 事 の 目 的		
地 域 地 区 等		
適 用 法 令		
協 議 す べ き 事 項		
備 考		

様式第3号 (第2条関係)

事前協議取下げ届

年 月 日	
(宛先) 大津市長	
工事主 住 所 氏 名 電 話 ()	
宅地造成等工事区域の 位置	大津市
宅地造成等工事区域の 面積	
工 事 の 目 的	
取 下 理 由	
事前協議番号	

様式第4号(第4条関係)

立入通知書

年 月 日

住 所
氏 名 様

大津市長



このことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定に基づき次のとおり立入りを実施しますから、同条第2項の規定により通知します。

- 1 立入年月日
- 2 立入場所
- 3 立入りの目的

様式第5号 (第4条関係)

障害物の伐除又は土地の試掘等許可申請書

年 月 日

(宛先)

大津市長

住 所

申請人

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、次のとおり障害物の伐除又は土地の試掘等を行いたいので、次のとおり申請します。

1 行為年月日

2 行為場所

3 同場所の所有者(占有者)

住 所

氏 名

4 行為目的

5 行為内容

6 行為責任者の職氏名

様式第6号 (第4条関係)

第 号

障害物の伐除又は土地の試掘等許可書

住 所

氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定により、上記の者が次のとおり障害物の伐除又は土地の試掘等を行うことについて、許可します。

1 行為年月日 年 月 日 から
年 月 日 まで

2 行為場所

3 所有者 (占有者)

住 所

氏 名

4 行為目的

5 行為内容

6 行為責任者の職氏名

年 月 日

大津市長



様式第7号 (第4条関係)

障害物の伐除又は土地の試掘等通知書

年 月 日

所有者 (占有者)

住 所

氏 名

様

大津市長



このことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規定に基づき次のとおり障害物の伐除又は土地の試掘等を実施しますから、同条第2項の規定により通知します。

- 1 障害物の伐除又は土地の試掘等を行う年月日
- 2 実施場所
- 3 実施理由

様式第8号 (第4条関係)

障害物の伐除通知書

年 月 日

所有者 (占有者)

住 所

氏 名

様

大津市長



このことについて、宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第3項の規定に基づき次のとおり障害物の伐除を実施したので、同条第3項の規定により通知します。

- 1 障害物の伐除を行った年月日
- 2 実施場所
- 3 実施理由

様式第9号 (第4条関係)

軽微変更届

年 月 日

(宛先)

大津市長

届出者 住 所
氏 名

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項又は同法第35条第2項の規定に基づき、宅地造成等に関する工事の変更について、次のとおり届け出ます。

- 1 変更に係る事項
- 2 変更の理由
- 3 宅地造成等に関する工事の許可番号

年 月 日 第 号

備考 変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

様式第10号 (第6条関係)

設計者資格調書

設計者	ふりがな				生年月日	年 月 日生
	氏 名					
	住 所	電話 ()				
1 建築士等の資格	資格内容		取得年月日		登録又は合格番号	
	<input type="checkbox"/> 技術士 (部門) <input type="checkbox"/> 1級建築士 <input type="checkbox"/> その他 ()					
2 最終学歴	年 月 日 卒業・中退					
	学校名	学科名		修業年数 年		
3 実務経歴	勤務先	所在地	職 名	在職期間 (合計年月)		
				年 月から 年 月まで		
				年 月から 年 月まで		
				年 月から 年 月まで		
				年 月から 年 月まで		
4 設計経歴	事業主体	工事施行者	施行場所	面積	許認可番号年月日	
					第 号 年 月 日	
					第 号 年 月 日	
					第 号 年 月 日	
					第 号 年 月 日	
5 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条又は同令第31条第2項の該当資格				<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 <input type="checkbox"/> 4号 <input type="checkbox"/> 5号		
備考						
1 最終学歴欄には、設計資格に関係ある学歴を記入すること。 2 実務経歴欄及び設計経歴欄には、宅地開発に関する経歴のみを記入すること。 3 技術士登録証、建築士免許証等の資格証明書、卒業証明書、実務経歴書等の証明書を添付すること。						

様式第11号 (第6条関係)

施行同意書

年 月 日

宅地造成等工事をしようとするものの
住所及び氏名又は名称

様

住 所
氏 名

印

私が権利を有する次の物件について、宅地造成及び特定盛土等規制法の規定により宅地造成等工事を行うことに同意します。

物件の種類	所在地及び地番	面積	権利の種類別	摘要

様式第13号 (第6条関係)

年 月 日

(宛先)

大津市長

工事主 住 所
氏 名

事前周知結果報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法第11条又は同法第29条の規定により、周辺住民へ工事の内容を周知しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 土地の所在地	大津市
2 周知の方法	1 説明会の開催 2 書面の配布 3 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧
3 周知期間・日時	年 月 日 から 年 月 日 まで (年 月 日 () 時 分 から 時 分 まで)
4 説明会開催場所	名 称 : 所在地 : 大津市
5 説明会参加者数	人
6 配布範囲・掲示場所	
7 周知概要	
8 住民からの意見等	

上記のとおりであることを確認する。

年 月 日

周辺住民の代表者
住 所
役職名・氏名

備考

- 1 説明会を開催した場合は、開催日時を3のカッコ内に、開催場所を4に、参加者数を5に記入すること。また、開催の周知範囲が分かる位置図等、開催案内及び開催結果が分かる資料（説明会に用いた資料等）を添付すること。
- 2 書面の配布をした場合は、配布範囲又は掲示場所を6に記入すること。また、配布した書面及び配布範囲が分かる位置図等を添付すること。
- 3 工事内容の掲示をした場合は、配布範囲又は掲示場所を6に記入すること。また、掲示場所が分かる位置図等、掲示状況の写真及び閲覧ページの写し（URLを含む。）を添付すること。
- 4 周辺住民の代表者の住所・役職名・氏名については、自筆であること。

様式第14号 (第6条関係)

資力信用調書

申請者	住所又は所在地					
	氏名又は名称及びその代表者の氏名		電話 ()			
概要	設立年月日	年 月 日	資本金	千円		
	法令による登録等					
	従業員数	人 (うち土木建設関係技術者 人)				
	前年度事業量	千円	資産総額	千円		
	前年度納付額	法人税又は所得税		千円	・ 事業税	千円
	主たる取引金融機関					
工事監理者住所氏名						
役員略歴	職名	氏名	年齢	在社年数	資格、免許、学歴 その他	
宅地造成等工事の経歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面積 (㎡)	許認可番号及び年月日	
					着工及び完工年月日	
						第 号 年 月 日
						年 月着工 年 月完了
						第 号 年 月 日
						年 月着工 年 月完了
					第 号 年 月 日	
					年 月着工 年 月完了	

備考

- 1 法令による登録等欄については、宅地建物取引業法による免許、建築士法による建築士事務所登録、建築業法による建築業者登録等について記入すること。
- 2 次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 直前3事業年度分の法人税又は前3年分の所得税の納税証明書
 - (2) 預金残高証明書又は資金借入証明書若しくは融資証明書
 - (3) 宅地建物取引業免許証の写し
 - (4) 事業経歴書

様式第16号 (第6条関係)

暴力団等に該当しないことの誓約書

殿

私は、大津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」という。）に該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、宅地造成及び特定盛土等規制法第20条第1項又は同法第39条第1項の規定に基づく工事の許可の取消し等の処分を受けた場合には、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警察機関へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・ 暴力団員を雇用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

様式第17号 (第6条関係)

紛争等に関する誓約書

年 月 日

(宛先)
大津市長

工 事 主	住 所	
	氏 名	㊟
設 計 者	住 所	
	氏 名	㊟
工事監理者	住 所	
	氏 名	㊟
工事施行者	住 所	
	氏 名	㊟

下記の宅地造成等工事を施行するに当たり、貴市の指導に従って地域住民その他権利者との間で紛争が生じないよう努め、もし紛争が生じた場合は、我々の責任において誠意をもって解決に当たり、その他損害の補償等に対しても一切、市に迷惑を及ぼさないことを誓約します。

記

宅地造成等工事区域の所在地	大津市
宅地造成等工事区域の面積	平方メートル
宅地造成等工事の用途及び内容	

様式第18号 (第7条関係)

宅地造成等工事協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項又は同法第34条第1項の規定により、宅地造成等工事について協議します。

(宛先)

大津市長

年 月 日

申請者 住 所

氏 名

電 話 ()

1	工 事 主 の 住 所 氏 名	住所 氏名	電話 ()	
2	設 計 者 の 住 所 氏 名	住所 氏名	電話 ()	
3	工 事 施 行 者 の 住 所 氏 名	建設業登録 住所 氏名	年 月 日 第 号 電話 ()	
4	宅地造成等工事区域の所在及び地番 (代表地点の緯度経度)	大津市 (緯度: 度 分 秒、 経度: 度 分 秒)		
5	宅地造成等工事区域の面積	平方メートル		
6	工事着手前の土地利用状況			
7	工事完了後の土地利用			
8	盛 土 の タ イ プ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土		
9	土 地 の 地 形	溪流等への該当 有 ・ 無		
10 工 事 の 概 要	(1) 盛土又は切土の高さ	メートル		
	(2) 盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	(3) 盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
		切土	立方メートル	
	(4) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ
				メートル
				メートル
	(5) 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ
				メートル
				メートル
	(6) 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法
				センチメートル
				メートル
(7) 崖面の保護の方法				
(8) 崖面以外の地表面の保護の方法				
(9) 工事中の危害防止のための措置				
(10) そ の 他 の 措 置				
(11) 工事着手年月日	協議成立後			
(12) 工事完了年月日	着手日から 日間			
(13) 工 程 の 概 要				
11	その他必要な事項 (他法令関係)			
	※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 協議成立に当たって 附した条件	
	年 月 日		※ 協議成立番号欄	
	第 号	別紙のとおり	年 月 日	
	係員印		第 号	
			係員印	

様式第19号 (第8条関係)

宅地造成等工事変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項において準用する同法第15条第1項又は同法第35条第3項において準用する同法第34条第1項の規定により、宅地造成等工事の変更について協議します。

(宛先) _____ 年 月 日
 大津市長

申請者 住 所
 氏 名
 電 話 (_____)

1	工 事 主 住 所 氏 名	住所 氏名 電話 (_____)			
2	設 計 者 住 所 氏 名	住所 氏名 電話 (_____)			
3	工 事 施 行 者 住 所 氏 名	建設業登録 _____ 年 月 日 第 _____ 号 住所 氏名 電話 (_____)			
4	宅地造成等工事区域の所在及び地番 (代表地点の緯度経度)	大津市 (緯度: _____ 度 _____ 分 _____ 秒、 経度: _____ 度 _____ 分 _____ 秒)			
5	宅地造成等工事区域の面積	_____ 平方メートル			
6	工事着手前の土地利用状況				
7	工事完了後の土地利用				
8	盛 土 の タ イ プ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
9	土 地 の 地 形	溪流等への該当 有 ・ 無			
10 工 事 の 概 要	(1) 盛土又は切土の高さ	_____ メートル			
	(2) 盛土又は切土をする土地の面積	_____ 平方メートル			
	(3) 盛土又は切土の土量	盛土	_____ 立方メートル		
		切土	_____ 立方メートル		
	(4) 擁 壁	番 号	構 造	高 さ	延 長
				_____メートル	_____メートル
	(5) 崖面崩壊防止施設	番 号	種 類	高 さ	延 長
				_____メートル	_____メートル
	(6) 排 水 施 設	番 号	種 類	内 法 寸 法	延 長
				_____センチメートル	_____メートル
(7) 崖面の保護の方法					
(8) 崖面以外の地表面の保護の方法					
(9) 工事中の危害防止のための措置					
(10) そ の 他 の 措 置					
(11) 工事着手年月日	協議成立後				
(12) 工事完了年月日	着手日から _____ 日間				
(13) 工程の概要					
11	その他必要な事項 (他法令関係)				
	※ 受 付 欄	※ 決 裁 欄	※ 協議成立に当たって 附した条件	※ 協議成立番号欄	
	年 月 日		別紙のとおり	年 月 日	
	第 _____ 号			第 _____ 号	
	係員印			係員印	

様式第20号 (第10条関係)

工事着手届

年 月 日

(宛先)
大津市長

工 事 主 住 所
氏 名
電 話 ()

宅地造成等工事に着手したいので、大津市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行細則第10条の規定により届け出ます。

許 可 番 号	年 月 日 第 号
宅地造成等工事区域の所在及び地番	大津市
工事着手年月日	年 月 日
工 事 施 行 者	住所 住所・氏名 氏名
	連絡場所 電 話 ()
	資格免許等 建設業登録 年 月 日 第 号
主任技術者又は監理技術者	住所 住所・氏名 氏名
	連絡場所 電 話 ()
	資格免許等

様式第21号 (第11条関係)

届出工事変更届出書

年 月 日	
(宛先) 大津市長	
工 事 主 住 所 氏 名 電 話 ()	
大津市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行細則第11条の規定に基づき、宅地造成等工事の変更について届け出ます。	
変 更 の 内 容 及 び 理 由	
届 出 年 月 日	年 月 日 第 号
宅地造成等工事区域の 所在及び地番	

備考 届出の年月日の欄は、届出に係る工事について最初に届け出た年月日を記入してください。

様式第22号 (第12条関係)

工事廃止届

年 月 日

(宛先)
大津市長

工事主 住 所
氏 名
電 話 ()

大津市宅地造成及び特定盛土等規制法等施行細則第12条の規定に基づき、宅地造成等事の廃止について届け出ます。

廃 止 の 理 由

許 可 年 月 日
及 び 番 号

年 月 日 第 号

宅地造成等工事区域の
所在及び地番

様式第23号 (第13条関係)

一部完了検査申請書

年 月 日	
(宛先) 大津市長	
工事主 住 所 氏 名 電 話 ()	
大津市宅地造成及び特定盛土等施行細則第13条第1項の規定に基づき、一部完了検査を受けたいので次のとおり申請します。	
許 可 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
宅地造成等工事の 一部完了年月日	年 月 日
宅地造成等工事が一部 完了した当該区域の所 在及び地番	
申 請 の 理 由	
住 所 工事施行者 氏 名	建設業登録 年 月 日 第 号 住 所 氏 名
住 所 現場監理者 氏 名	

備考 この申請書には、完了した工事の部分を明らかにした図面を添付すること。

様式第24号 (第13条関係)

一部検査済証

第 年 月 日

様

大津市長



次の宅地造成に関する工事は、添付図面に明示した部分について検査の結果、宅地造成及び特定盛土等規制法 { 第13条第1項 } の規定に適合していることを証明する。

許 可 番 号	第 号
許 可 年 月 日	年 月 日
工事をした宅地造成等工事区域の所在地及び地番	
工事主の住所氏名	
一部完了検査年月日	年 月 日
検 査 員 職 氏 名	

様式第25号 (第14条関係)

定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項又は同法第38条第1項の規定により、同法第12条第1項又は同法第30条第1項の許可を受けた宅地造成等工事について報告します。

年 月 日

(宛先)

大津市長

工 事 主 住 所
氏 名
電 話 ()

宅地造成等工事区域の所在及び地番		
許 可 年 月 日 及 び 番 号		年 月 日 第 号
前 回 の 報 告 年 月 日		年 月 日
宅地造成等工事について	(1) 報告の時点における盛土又は切土の高さ	盛土 メートル
		切土 メートル
	(2) 報告の時点における盛土又は切土の面積	盛土 平方メートル
		切土 平方メートル
	(3) 報告の時点における盛土又は切土の土量	盛土 立方メートル
		切土 立方メートル
	(4) 報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況	
	(5) 盛土材料	
(6) 締固め度		
(7) 防災措置の設置状況		
土石の堆積に関する工事について	(1) 報告の時点における土石の堆積の高さ	メートル
	(2) 報告の時点における土石の堆積の面積	平方メートル
	(3) 報告の時点における堆積されている土石の土量	立方メートル
	(4) 前回の報告の時点から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	
	(5) 防災措置の設置状況	

備考 報告事項の分かる現況写真、盛土材料の土質区分及び工学的分類を証する書類、盛土の締固めを確認できる書類を添付すること。

様式第26号 (第15条関係)

適合工事証明申請書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定により、次の建築物等が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合している旨の証明書の交付を申請します。

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 (建築主) 住 所
氏 名
電 話 ()

建築しようとする土地の所在、 地番、地目及び実測面積	所 在	地目	
		面積	
建築物等の用途、構造等	造 建		
建築物等の計画規模	建築面積	m ²	延床面積 m ² 最高高さ m
敷地造成の有無及び規模	敷地造成 <input type="checkbox"/> 有り (切盛土面積 m ²) ・ <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 盛土、 <input type="checkbox"/> 切土又は <input type="checkbox"/> 切盛土の最高高さ m 擁壁等 <input type="checkbox"/> 有り (最高高さ m 延長 m) ・ <input type="checkbox"/> 無し		
代理人の住所、氏名及び連絡先	電話 ()		
区域区分等	その他の必要事項 (他法令関係)		
	<input type="checkbox"/> 都市計画区域内 <input type="checkbox"/> 都市計画区域外 <input type="checkbox"/> 宅地造成等工事規制区域 <input type="checkbox"/> 特定盛土等規制区域	<input type="checkbox"/> 市街化区域 <input type="checkbox"/> 市街化調整区域	宅地造成及び特定盛土等規制法該当条項 <input type="checkbox"/> 法第12条第1項又は第16条第1項 <input type="checkbox"/> 法第30条第1項又は第35条第1項
※ 受 付		※ 備 考	

備考 「その他必要事項」の欄には、他法令による許可、認可等を要する場合に、当該手続の状況等を記入してください。

様式第27号 (第15条関係)

第 号
年 月 日

様

大津市長

適合工事証明書

宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第88条の規定に基づき、下記の建築物等が宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に適合していることを証明します。

記

- 1 建築しようとする者 住所 氏名
- 2 建築しようとする土地の所在 大津市
- 3 建築しようとする土地の面積 m²
- 4 建築物等の用途及び規模等 以下のとおり

	計画建築物	
用途		
構造	造 階建	造 階建
建築面積	m ²	m ²
延床面積	m ²	

- 5 造成行為の有無及び規模等
 - (1) 造成行為 有り 無し
 - (2) 切盛土の合計面積 m²
 - (3) 切土、盛土又は切盛土の最高高さ m
 - (4) 擁壁等構造物の設置の有無等 有り 無し
最高高さ m 延長 m
- 6 宅地造成及び特定盛土等規制法の適合条項及びその適合する理由

備考

- 1 計画を変更される場合は、本件回答と異なる結果になる場合もありますので、再度事前に協議してください。
- 2 証明書の有効期間は発行日から1年間とします。

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月27日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第87号

大津市公有財産等管理規則の一部を改正する規則

大津市公有財産等管理規則（昭和63年規則第59号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項に次のただし書を加える。

ただし、同様式により難い特別の事情があるときは、市長の承認を得て、これと異なる様式を用いることができる。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月27日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第88号

大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則（昭和55年規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「、南老人福祉センター」を削る。

附 則

この規則は、令和7年1月1日から施行する。

大津市都市計画法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月27日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第89号

大津市都市計画法施行細則の一部を改正する規則

大津市都市計画法施行細則（平成13年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号を次のように改める。

(6) 誓約書（様式第13号の2）

第4条第1項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、同条第2項中「様式第13号の2」を「様式第13号の3」に、「様式第13号の3」を「様式第13号の4」に、「第9号」を「第8号」に改め、同条第3項第1号中「直前2事業年度分」を「直前3事業年度分」に、「前2年分」を「前3年分」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「登記事項証明書」の次に「、個人の場合にあっては住民票記載事項証明書」を加え、同号を同項第1号とし、同項第3号中「（登録のない場合は、事業経歴書）」を削り、同号を同項第2号とし、同項に次の1号を加える。

(3) 事業経歴書

第8条第3項中「第9号」を「第8号」に改める。

様式第12号中

「

宅 地 造 成	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面積	許認可番号及び年月日
					着工及び完工年月日
					第 号 年 月 日
					年 月着工 年 月完了
					第 号 年 月 日

を

経 歴					年 月着工 年 月完了
					第 号 年 月 日
					年 月着工 年 月完了

「

宅 地 造 成 等 工 事 の 経 歴	工事名	工事施行者名	工事施行場所	面積 (㎡)	許認可番号及び年月日	
					着工及び完工年月日	
						第 号 年 月 日
						年 月着工 年 月完了
						第 号 年 月 日
						年 月着工 年 月完了

に、

同様式注第2項第1号中「直前2事業年度分」を「直前3事業年度分」に、「前2年分」を「前3年分」に改め、同項第2号中「（個人の場合は住民票記載事項証明書）」を「、個人の場合にあっては住民票記載事項証明書」に改め、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

様式第13号中「宅地造成工事等施行経歴」を「宅地造成等工事の経歴」に、

「注 工事施行者の建設業者登録証明書（登録を受けていない場合は、法人の登記事項証明書及び事業経歴書）」を

「注 次の書類を添付すること。

- (1) 法人の場合にあっては登記事項証明書、個人の場合にあっては住民票記載事項証明書 に改める。
- (2) 建設業者登録証明書
- (3) 事業経歴書

様式第13号の3を様式第13号の4とし、様式第13号の2を様式第13号の3とし、様式第13号の次に次の1様式を加える。

様式第13号の2 (第4条関係)

誓 約 書

殿

私は、大津市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員等」という。）に該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、都市計画法第81条第1項の規定に基づく工事の許可の取消し等の処分を受けた場合には、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、市長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警察機関へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

* 法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

* この誓約書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいう。

- ・ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・ 暴力団員を雇用している者
- ・ 暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・ 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

様式第14号中

2 地 区 等	イ 市 街 化 区 域	用途地域等	を
	ロ 市 街 化 調 整 区 域 ハ 都 市 計 画 区 域 外		
	宅地造成等規制区域	内外	その他

2 地 区 等	イ 市 街 化 区 域	用途地域等	に
	ロ 市 街 化 調 整 区 域 ハ 都 市 計 画 区 域 外		
	イ 宅地造成等工事規制区域 ロ 特定盛土等規制区域	その他	

改める。

附 則

- この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にある改正前の大津市都市計画法施行細則様式第12号、様式第13号及び様式第14号により調製した書類は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月27日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第90号

大津市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則（平成24年規則第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「事前協議書」の次に「（以下この条において「事前協議書」という。）」を加え、同条第3項中「第1項の」を削り、同条第5項を次のように改める。

- 事前協議者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、事前協議取下げ届（様式第2号の2）を市長に提出しなければならない。
 - 開発事業の計画を廃止するとき。
 - 第3項の通知を受けた日から起算して1年を経過する日までに前項の協議を開始しないとき。
 - 開発事業区域の面積の規模の10分の1以上の増減を伴う開発事業の目的（事前協議書に記載する開発事業の目的をいう。）の変更が生じるとき。

第3条ただし書及び各号を削る。

第5条第1項第1号中「居住者等」の次に「並びにこれらの者が属する自治会等の代表者」を加え、同項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

様式第1号中

2	開発事業区域の面積	平方メートル	
3	開発事業区域の用途 (注) 開発事業区域又はその一部が該当するものを○で囲んで下さい。	市 街 化 区 域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
		市 街 化 調 整 区 域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域

を

		工業地域 工業専用地域 未指定地域
	宅地造成工事規制区域	内 外

「

2 開発事業区域の面積	平方メートル	
3 開発事業の目的		
4 開発事業区域の用途 (注) 開発事業区域又はその一部が該当するものを○で囲んでください。	市街化区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 未指定地域
	市街化調整区域	内 外
	宅地造成等工事規制区域	内 外
	特定盛土等規制区域	内 外

」

に、

「4 開発事業」を「5 開発事業」に、「5 設計者」を「6 設計者」に、「6 設計者」を「7 設計者」に、「7 工事施行者」を「8 工事施行者」に改める。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第2号の2 (第2条関係)

事前協議取下げ届

年 月 日	
(宛先) 大津市長	
工事主 住 所 氏 名 電 話 ()	
開発事業区域の位置	大津市
開発事業区域の面積	
開発事業の目的	
取下げ理由	
事前協議番号	

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に開始する事前周知について適用し、同日前に開始した事前周知については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある改正前の大津市開発事業の手續及び基準に関する条例施行規則様式第1号により調製した事前協議書は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

大津市特定旅館建築規制条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年12月27日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第91号

大津市特定旅館建築規制条例施行規則の一部を改正する規則

大津市特定旅館建築規制条例施行規則（平成元年規則第46号）の一部を次のように改正する。

様式第8号（裏）を次のように改める。

（裏）

大津市特定旅館建築規制条例（抜粋）

（立入調査）

第10条 市長は、この条例の施行について必要な限度において、その職員に建築物、建築物の敷地、建築工事場その他の場所に立ち入り、調査を行わせ、又は関係人に対して指導若しくは指示を行わせることができる。ただし、日の出前及び日の入り後においては、関係人の承諾があった場合を除き、立入調査を行わせてはならない。

- 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

告 示**大津市告示第304号**

平成12年告示第35号（特定工程及び特定工程後の工程について）の一部を次のように改正する。

令和6年12月27日

大津市長 佐 藤 健 司

第3項第1号を次のように改める。

- (1) 1戸建ての専用住宅、兼用住宅、併用住宅又は長屋住宅で、階数が2以上のもの又は延べ面積が50平方メートルを超えるもの

第3項第3号を次のように改める。

- (3) 下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、階数が2以上のもの又はその用途に供する部分の延べ面積が50平方メートルを超えるもの

第3項第4号中「建築物で、その用途に供する部分の延べ面積が300平方メートルを超えるもの又は3階以上

の階をその用途に供する」を「建築物（下宿、共同住宅及び寄宿舎の用途に供する建築物を除く。）で、3階以上の階をその用途に供するもの又はその用途に供する部分の延べ面積が300平方メートルを超える」に改める。

第4項の表中「金物」を「金物等」に改め、同表備考第2項を削り、同表備考第1項を同表備考とする。

附 則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3項及び第4項の規定は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項若しくは第6条の2第1項の規定による確認に係る建築物又は同法第18条第2項若しくは第4項の規定による通知に係る建築物（令和9年3月31日までの間に改正後の第4項に規定する特定工程に係る工事を完了する建築物に限る。）であって、この告示の施行の日以後に工事に着手するものについて適用し、同日前に工事に着手したものについては、なお従前の例による。